

自己点検・評価

令和6（2024）年度 年次報告書

※本報告書の情報は、特に断りがない限り、令和6年5月1日現在のものである

はじめに	4
(1) 位置付け	4
(2) 自己点検・評価における分析評価項目	5
(3) 自己点検評価スケジュール	11
1. 自己点検・評価の概要	12
(1) 令和6年度にとられた主な対応	12
(2) 令和7年度へ向けた対応措置の実施計画	13
2. 本法科大学院の現況	14
(1) 本法科大学院の目的	14
(2) 本法科大学院の特徴	14
(3) 本法科大学院の3ポリシー	15
(4) 本法科大学院における開講科目一覧	21
(5) 本法科大学院の教員・職員	24
(6) 学生に関する現況	26
(7) 情報公開	28
3. 自己点検・評価	29
(1) 法科大学院の教育活動の現況【領域1】	29
(2) 法科大学院の教育活動等の質保証【領域2】	32
(3) 教育課程及び教育方法【領域3】	39
(4) 学生の受入及び定員管理【領域4】	52
(5) 施設、設備及び学生支援等の教育環境【領域5】	56
4. 評価一覧	59

はじめに

(1) 位置付け

学習院大学法科大学院は、大学改革支援・学位授与機構による令和5年度実施法科大学院認証評価を受け、当該機構の定める法科大学院評価基準に適合していると認められた。それを踏まえて、より一層質の高い法科大学院を目指し、教職員一同引き続き日々改善を続けているところである。

その一環として、令和6年度からは年次報告書として自己点検・評価報告書の作成及び公表を毎年行うよう努めることとした（学習院大学法科大学院自己点検・評価規程10条3項）。

本評価書は、学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という）の教育研究水準の維持向上を図り、設立の目的と社会的使命を達成するために、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院認証評価・自己評価実施要項の定める分析項目及び手順に従って、法令により公表が求められている事項に関する指標・数値等、具体的かつ客観的な指標及び数値を用い、本法科大学院の令和6年度の研究教育活動等の状況及び成果を分析するものである。

(2) 自己点検・評価における分析評価項目

領域	評価基準	分析項目
領域1 法科大学院の教育活動等の現況	基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること	分析項目1-1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること
	基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること	分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らし、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること
		分析項目1-2-2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること
		分析項目1-2-3 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること
		分析項目1-2-4 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること
		分析項目1-2-5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること
	基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	分析項目1-3-1 法令により公表が求められている事項を公表していること
		分析項目1-3-2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が定められている事項を公表していること
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証	基準2-1 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること	分析項目2-1-1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること
		分析項目2-1-2 教育課程連携協議会が設けられていること
	基準2-2 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確	分析項目2-2-1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

	に規定され、適切に実施されていること	
		分析項目 2-2-2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること
		分析項目 2-2-3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること
	基準 2-3 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	分析項目 2-3-1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること
		分析項目 2-3-2 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること
		分析項目 2-3-3 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること
	基準 2-4 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること	分析項目 2-4-1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること
	基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること	分析項目 2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること
		分析項目 2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること
		分析項目 2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること
		分析項目 2-5-4 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること
	基準 2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること	分析項目 2-6-1 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること
領域 3 教育課程 及び教育 方法	基準 3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	分析項目 3-1-1 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること
	基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	分析項目 3-2-1 教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

		分析項目 3-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること
	基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること	分析項目 3-3-1 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること
		分析項目 3-3-2 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること
		分析項目 3-3-3 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること
		分析項目 3-3-4 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること
		分析項目 3-3-5 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること
		分析項目 3-3-6 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること
		分析項目 3-3-7 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること
	基準 3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること	分析項目 3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること
		分析項目 3-4-2 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること
		分析項目 3-4-3 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること
		分析項目 3-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として 50 人以下となっていること
		分析項目 3-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めに則したものであること
		分析項目 3-4-6 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること
		分析項目 3-4-7 各授業科目の授業期間が、8 週、10 週、15 週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること

		分析項目 3-4-8 履修登録の上限設定の制度（CAP 制）が設定され、関係法令に適合していること
		分析項目 3-4-9 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること
	基準 3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること	分析項目 3-5-1 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること
		分析項目 3-5-2 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること
		分析項目 3-5-3 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること
		分析項目 3-5-4 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること
		分析項目 3-5-5 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること
		分析項目 3-5-6 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること
		分析項目 3-5-7 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること
	基準 3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること	分析項目 3-6-1 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること
		分析項目 3-6-2 修了要件を学生に周知していること
		分析項目 3-6-3 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること
	基準 3-7 専任教員の授業負担等が適切であること	分析項目 3-7-1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられていること

		分析項目 3-7-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること
領域 4 学生の受入及び定員管理	基準 4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること	分析項目 4-1-1 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること
		分析項目 4-1-2 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること
		分析項目 4-1-3 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること
	基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること	分析項目 4-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること
		分析項目 4-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること
	基準 4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること	分析項目 4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと
		分析項目 4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること
領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	基準 5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	分析項目 5-1-1 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること
	基準 5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること	分析項目 5-2-1 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること
		分析項目 5-2-2 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること
		分析項目 5-2-3 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

(学習院大学自己点検・評価規程第 2 条)

(3) 自己点検評価スケジュール

自己点検評価に関わるスケジュールは下記の通りである。

自己点検評価			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	自己点検評価委員会（定例）	科長			○					○				
2	教育課程連携協議会開催	事務室日程調整→協議会委員									○			
3	年次報告書執筆依頼	科長→担当者									○			
4	年次報告書分担執筆	担当者									○	○	○	○
5	年次報告書承認	教授会												○
6	年次報告書公表	事務室	○											
7	教育課程連携協議会へ年次報告書送付	事務室→委員												○
8	教育課程連携協議会ご報告書提出	協議会→LS		○										
9	別表1・教授会承認	主任・事務室									○			
10	別表1を教育課程連携協議会へ送付	事務室→委員									○			
11	別表2・教授会報告事項	事務室			○									
12	教員用利用ガイド改定	関係教員											○	○
13	教員用利用ガイド教授会承認→授業担当者へ送付	教授会・事務室												○

1. 自己点検・評価の概要

(1) 令和6年度にとられた主な対応

令和6年6月25日に開催された自己点検・評価委員会で、自己点検・評価に関わる指標や数値等が確認され、新規・継続で取り組まれている対応措置や今後の方針が検討された。

教務、入試、学生支援、自己点検・評価のそれぞれの領域について、令和6年度中にとられた主な対応措置を概観すると、次のとおりである。

① 教務

令和5年10月に、法科大学院成績評価についてのガイドラインが改正され、各評語の学習到達度の目安及び可以上の評価は学習到達度を加味した相対評価によることが明文化され、かつ、成績評価における「授業参加に関する評価」（従来「平常点」とされていた評価項目）の意義や取扱いについて組織として統一された方針も明確に示されたところ、令和6年度からこれらが適用されている。

また学修支援として、法学未修者を主な対象として、オンデマンド講座「初歩の初歩」の提供を始め（令和7年3月）、令和7年度入学予定者から、予習教材として使われることとなった。

② 入試

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が、令和5（2023）年5月9日教授会で制定した「入学試験制度の見直しに関する内規」に基づき、入試を実施する度に、法務研究科長や主任が担当教員から丁寧に意見聴取を行い、問題点や改善点は教授会に付議し、恒常的に試験制度や運用の改善を図っている。このように、入試の実施回数や面接試験の実施日程の見直しが行われるなど、その結果が入学選抜の改善に役立てられている。

入学者の質の確保に係る取組と併せて、受験者を対象とした対面とオンラインを併用した説明会の複数回開催、法曹の魅力や活動状況を伝える「法曹を知ろう講座」の実施、法科大学院の授業見学企画等のほか、学習院大学法学部で法曹を目指した学生向けの講義を複数用意し、法曹志望者の拡大に取り組んでいる。

③ 自己点検・評価

(1) 年次報告書

令和5年に受審した学位授与機構による認証評価を機に、本学の自己点検評価を、より実質化する課題を確認し、毎年度に行われた取り組みとその効果を検証する体制の一環と

して、年次報告書を発行することとした（学習院大学法科大学院自己点検・評価実施に関わる申し合わせ）。

（２）自己点検・評価体制の強化

小規模校であることを活かし、実務家教員も含めて自己点検・評価を行う方が実効的であり実際にはかなうとの判断により、学習院大学法科大学院自己点検・評価規程第４条を改正し、自己点検・評価委員会は、法科大学院教授会構成員をもって構成することとした（令和６年１２月１０日教授会）。

（２）令和７年度へ向けた対応措置の実施計画

① 教務

令和７年度の課題としては、カリキュラム改革も視野に入れつつ、現行カリキュラムのなかで論述能力をさらに涵養するための工夫を重ねること、司法試験の CBT 化に対応するため、PC や Wifi 等の環境整備に努めるとともに、定期試験での CBT 導入の可能性を含め検討することが挙げられる。

② 入試

令和７年度には入学試験を３回に減らす予定であり、面接者が急増することが予想される。今後取り組む課題としては、未修者用と既修者用の面接のあり方（面接時間）に工夫を加えること、未修者試験では論文式試験の他は未修者の場合のような詳細な筆記試験を実施していないため、審査密度を向上させるうえからも未修者用入試における書類審査を一層重視し、その比率を上げることがある。

③ 自己点検・評価

令和６年１１月２６日に開催された自己点検・評価委員会にて、同委員会小委員会として、合格率向上に向けて現状分析と対応方針策定のための時限的にワーキンググループ（「合格率向上 WG」とする）が設置され、提言が提出されたことを受けて、教授会で令和７年度以降の方針が検討及び決定され、次年度に引き継がれることとなった。

2. 本法科大学院の現況

(1) 本法科大学院の目的

学習院大学専門職大学院法務研究科（学習院大学法科大学院）は、様々な立場の人々に寄り添う法曹を輩出することを目指している。優れた人権感覚と高度な専門的知識を有し、オールラウンドな能力を持つ多様な法曹人材の養成を、教育研究上の最も基本的な教育理念としている。かかる理念に基づき、学習院大学法科大学院では、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置く。「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」といった3つの観点から一定の能力を有すると認められる者に入学を認めている。そして、そのような者に対し、法学の基本的な知識を確かに習得した上で応用的かつ実践的な問題に対応しうるよう、各年次に体系性と一貫性のあるカリキュラムにより、バランスのとれたオーソドックスなカリキュラムを提供している。

このようなカリキュラムにより、「知識・技能」という観点からは、優れた法律実務家として活躍するために必要な高度の法的専門知識を習得し、新たに生じる問題の解決に必要な情報の収集・分析能力を有していること、「思考力・判断力・表現力」という観点からは、社会や人間に対する深い洞察力に基づく柔軟でバランスのとれた法的考察力を習得し、自らの法的考察から得られた結論を説得的に他者に示す表現力を習得していること、そして「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」という観点からは、優れた法律実務家に求められる強い責任感及び高い倫理観を有していること、といった能力を有する者の育成を目的としている。

(2) 本法科大学院の特徴

① 少人数教育

学校法人学習院は「ひろい視野　たくましい創造力　ゆたかな感受性」を教育目標とし、目白のキャンパスには幼稚園、中等科、高等科、大学、大学院が集い、少人数制教育を伝統としてきた。このようなアットホームな環境のなかで、学習院大学法科大学院も人権への豊かな感覚と市民的公共性を備えた法律専門家を、少人数制教育を通じて養成している。

入学試験における募集定員が、30名（既修者コース24名、未修者コース6名）と小規模な法科大学院であることを生かし、担任制などによるきめ細かい指導を行い、学生の状況を教員間で情報共有することで、指導の実を上げている。

② 生涯教育

人々に寄り添い、その様々なニーズに応え続けるためには、生涯学び続け、知識や技術を絶えず研鑽することが重要である。実務家として学び交流することのできる場として本法科大学院には法務研究所が併設されている。そこで定期的に行われている「法実務研究会」は修了生法曹にとって貴重な学びの機会となっており、その成果は紀要「学習院法務研究」に公表されている。本法科大学院修了後も引き続き生涯を通じて法曹としての力量を高める場が用意されていることも、本法科大学院の特徴のひとつである。

③ 修了生法曹との交流

修了生法曹も担当する授業である「法学入門演習 1」及び「法学演習」、修了生法曹による在学生や修了生を対象とする「法実務講座」等の機会により、在学生や修了生は、修了生法曹から指導を受ける機会がある。また、前述した「法実務研究会」は在学生の出席も認められている。このような修了生法曹との交流の機会は在学生や修了生にとって自己の能力を高める機会となっている。

また、この「法実務講座」は、今年度より法曹桜友会からの寄付にも支えられている。法曹桜友会は、学習院大学同窓会である「桜友会」の職域団体の一つであり、本法科大学院は学生の修学等に、同会より積極的な支援を得ている。

（３）本法科大学院の３ポリシー

本法科大学院では下記の３つのポリシーを掲げている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学習院大学専門職大学院法務研究科（学習院大学法科大学院）では、優れた人権感覚と高度な専門的知識を有し、オールラウンドな能力を持つ多様な法曹人材の養成をすることの教育理念に基づいて、（１）に掲げる能力を習得していることを、（２）に示す方法で確認し、修了の認定を行い、「法務博士（専門職）」の学位を授与します。

（１）習得する能力等

知識・技能

1. 優れた法律実務家として活躍するために必要な高度の法的専門知識を習得している。
2. 新たに生じる問題の解決に必要な情報の収集・分析能力を有している。

思考力・判断力・表現力

3. 社会や人間に対する深い洞察力に基づく柔軟でバランスのとれた法的考察力を習得している。
4. 自らの法的考察から得られた結論を説得的に他者に示す表現力を習得している。

主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

5. 優れた法律実務家に求められる強い責任感及び高い倫理観を有している。

（２）習得した能力の判定方法

以下の判定基準に基づいて、必要とされる能力を習得したかを判定します。なお、判定は、G P A・共通到達度確認試験結果が所定の基準を満たしていること、及びシラバス記載内容等の実態把握に基づいて総合的に行います。

1. 所定の修業年限以上在学したこと。
2. 学習院大学法科大学院の教育目的を達成するための教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成されたカリキュラムに沿った教育を受け、各学年次において進級に際して定められた所定の単位数を修得し、課程修了に必要な単位数を修得したものの判定を得たこと。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学習院大学専門職大学院法務研究科（学習院大学法科大学院）では、優れた人権感覚と高度な専門的知識を有し、オールラウンドな能力を持つ多様な法曹人材の養成をするとの教育理念を掲げています。

この理念に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を修得させるために、以下の（１）教育課程の編成の方針、（２）教育方法に関する方針、

（３）学習成果の評価の方針により、教育課程を実施します。教育課程は、科目の履修状況や成績状況なども踏まえ、成果を不断に検証し、必要に応じて見直しを行います。

（１）教育課程の編成の方針

学習院大学法科大学院では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を持つ法曹を養成することを目指しています。この教育目標を達成するために、法学の基本的な知識を確かに習得した上で応用的かつ実践的な問題に対応しうるよう、体系性と一貫性のあるカリキュラムを用意しています。

本法科大学院の特徴は、特定の分野に偏ることなく、バランスのとれたオーソドックスなカリキュラムを提供していることにあり、カリキュラムに沿って学習することで、法曹に必要なオールラウンドな能力を得られるよう、編成されています。

（２）教育方法に関する方針

本法科大学院の教育理念に沿った教育方法の特色として、次の５点が挙げられます。各年次にはこれらを備えた科目を後掲のように配置しています。

- 1) 各年次において、修了のために修得が必要な科目の履修登録の上限を設け、それぞれの科目に十分な学修時間を確保できるようにしています。

- 2) すべての授業科目においてきめ細やかな少人数教育を実施し、学生の能力・資質に応じた学修ができるようにしています。
- 3) 演習科目のみならず講義科目においても、それぞれの科目の性質に応じ適切と考えられる方法で、教員と学生及び学生相互間の口頭でのやり取りを行っています。
- 4) それぞれの科目の性質に応じて、必要な準備学習（予習・復習）の内容を、学習院版「共通的な教育目標」やシラバス等により学生に周知し、学生が授業の予習・復習や応用的活動を通じて自律的な学修ができるようにしています。
- 5) 教員のオフィスアワーの時間帯に、学生は自由に教員に授業内容その他の学修に関する様々な相談をできるようにしています。

1. 1年次における学修

法学未修者を対象とした1年次には、「法律基本科目」のうち、「憲法入門」、「民法入門」、「刑法入門」、「民事訴訟法入門」及び「刑事訴訟法入門」の5つの基礎科目を配当し、優れた法律実務家として活躍するためにすべての法律実務家にとって必要な高度の法的専門知識、柔軟でバランスのとれた法的考察力、自らの法的考察力から得られた結論を説得的に他者に示す表現力を習得する土台づくりをするという方針をとっています。

また、法と法学の基礎について基本的な知識と理解を得ることを目指す「法学入門講義」、条文、判例、基本書を読みこなし、法的思考方法に則った文章を書けるようになることを目指す「法学入門演習」等を履修します。

これらと並行して、社会や人間に対する深い洞察力に基づく柔軟でバランスのとれた法的考察力を習得するための「基礎法学・隣接科目」のうち、「アメリカ法1」、「法理学1」の履修も可能となっています。

2. 2年次以降における学修

2年次では、1年次配当の5つの基礎科目について、優れた法律実務家として活躍するために必要とされる専門知識を確認した上で、「法律基本科目」のうち、基礎科目として「行政法1」、「民法4」及び「商法1・2」が配当されています。

さらに、応用科目として、「憲法1・2」、「行政法2」、「民法1～3」、「刑法1・2」、「民事訴訟法1・2」、「刑事訴訟法1・2」が配当されており、すでに習得した法学的知識を土台としてさらに深い学習を目指す科目を履修します。

そして、2年次以降の各年次・学期には、新たに生じる問題の解決に必要な情報の収集・分析能力、自らの法的考察力から得られた結論を説得的に他者に示す表現力、強い責任感及び高い倫理観を習得するための「法律実務基礎科目」として「民事訴訟実務」、「刑事実務」、「民事起案」及び「刑事起案」が置かれ、また「展開・先端科目」として、司法試験選択科目（「倒産法」、「労働法」等）のほか、「民事取引法実務」や「企業法務」等、実践的な科目が配置されています。

また、社会や人間に対する深い洞察力に基づく柔軟でバランスのとれた法的考察力を習得するための「基礎法学・隣接科目」として、「比較法」等が2年次以降に置かれています。

そして、優れた法律実務家に求められる強い責任感及び高い倫理観を身につけることは、あらゆる授業科目において目的のひとつとされますが、特にそのための科目として、「法曹倫理」が配置されています。

このほか、条文、判例、基本書を読みこなし、法的思考方法に則った文章を書けるよう起案の演習として「法学演習」等の科目を履修します。

（３）学習成果の評価の方針

1. シラバスに明示した成績評価方法に従って、論述式の筆記試験やレポート等だけでなく、授業中の発言などの平常点を加味し、学習到達度をはかって評価を行います。
2. 成績評価は、所定の評価割合に関するガイドラインに従って行われます。実施した試験の成績評価割合を公表することにより、評価の適切性と透明性を確保しています。
3. 全学に定められた成績調査願制度に準拠しつつ、授業担当者以外の教員による確認手続きを踏むことで成績評価の適切性と透明性を確保しています。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

（１）求める学生像

公正な法の運用にあたり、法律家は様々な立場の人々に寄り添い、正義を実現できなければなりません。学習院大学専門職大学院法務研究科（学習院大学法科大学院）は、優れた法律実務家として社会に貢献する強い志を持つ人を求めています。本法科大学院は、まったく法に触れたことのない人から、これまでの学習に限界を感じている人、そしてすでに他の法科大学院で学んだ人など、それぞれが持つ可能性を信じており、法曹になりたいという初志を貫徹する強い意思を持つ人を喜んで迎えます。

学習院大学法科大学院は、優れた人権感覚と高度な専門的知識をバランスよく身につけた、オールラウンドに活躍できる法曹を養成することを目指しています。そこで本法科大学院では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、「学力の3要素＊」を念頭に、次に掲げる知識・能力や目的意識・意欲を備えた多様な人材を、選抜試験を通じて受け入れます。

＊（１）知識・技能、（２）思考力・判断力・表現力、（３）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

（知識・技能）

1. 大学における学部教育により一定の学識及び一般的な教養を有している。

2. 法学既修者コースについては、本学1年次において履修する法律基本科目の分野について、基本的な法的知識を有している。

(思考力・判断力・表現力)

3. 論理的でバランスのとれた思考能力を有し、それを明確かつ説得的に表現する能力を有している。

4. 法学既修者コースについては、本学1年次において履修する法律基本科目の分野に関わる法的知識を、論理的かつ説得的に表現する能力を有している。

(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)

5. 優れた法律実務家として社会に貢献する強い志を有している。

6. 学習院大学法科大学院の理念・教育内容を理解し堅固な志望動機を有している。

(2) 入学者選抜の基本方針

学習院大学法科大学院は、次の2点を入学者選抜の基本方針としています。

1. 多様性を確保する

本法科大学院では、優れた人権感覚と高度な専門的知識を有し、オールラウンドな能力を持つ多様な法曹人材の養成をすることを理念としており、様々な知識や経験を有する多様な人材を求めています。

2. 公平性と透明性を確保する

本法科大学院では、求める学生像を備えた人を選抜するために、公平性と透明性に格段の配慮を払います。

(3) 「学力の3要素」の多面的・総合的な評価方法

法学未修者については「一般選抜」を行います。

1. 書類審査、小論文試験、面接試験の結果を総合的に評価して合否判定を行います。いずれかにおいて極端に低い評価となった場合、不合格とすることがあります。

2. 大学における学部教育により一定の学識及び一般的な教養を有していること（知識・技能）、論理的でバランスのとれた思考能力を有し、それを明確かつ説得的に表現する能力を有していること（思考力・判断力・表現力）、優れた法律実務家として社会に貢献する強い志を有しており、学習院大学法科大学院の理念・教育内容を理解し堅固な志望動機を有していることを総合的に評価します。

法学既修者については「一般選抜」と「5年一貫型教育選抜」を行います。

1. 「一般選抜」では、書類審査、筆記試験、面接試験の結果を総合的に評価して合否判定を行います。いずれかにおいて極端に低い評価となった場合、不合格とすることがあります。筆記試験において1科目について極端に低い評価となった場合、また1時限でも欠

席した場合は、不合格となります。筆記試験は憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法について行います。

2. 大学における学部教育により一定の学識及び一般的な教養を有しており、かつ本法科大学院1年次において履修する基本法律科目の分野について、基本的な法的知識を有していること（知識・技能）、論理的でバランスのとれた思考能力を有し、それを明確かつ説得的に表現する能力を有しており、かつ本学1年次において履修する基本法律科目の分野について有する法的知識を、論理的かつ説得的に表現する能力を有していること（思考力・判断力・表現力）、優れた法律実務家として社会に貢献する強い志を有しており、学習院大学法科大学院の理念・教育内容を理解し堅固な志望動機を有していることを総合的に評価します。

3. 「5年一貫型教育選抜」は、学習院大学法科大学院と、学習院大学法学部法曹コース及び西南学院大学法学部法曹コースとの連携協定に基づき、本法科大学院の教育課程と接合し、効果的で一貫した教育を受けた者に対して、筆記試験によらない評価方法によって選抜するものです。具体的には、法曹コースにおける学業成績（書類審査）と面接試験を総合的に評価して合否判定を行います。

（4）「学力の3要素」と評価項目の関係

入試区分	選抜方法	学力の3要素		
		知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
法学未修者 一般選抜	書類審査	○	○	○
	小論文試験	○	○	
	面接試験	○	○	○
法学既修者 一般選抜	書類審査	○	○	○
	筆記試験	○	○	
	面接試験	○	○	○
法学既修者 特別選抜 （5年一貫型教育選抜）	学業成績（書類審査）	○	○	○
	面接試験	○	○	○

(4) 本法科大学院における開講科目一覧

2024 年度開講科目

分野系列			科目名	単位	履修年次	備考
必修科目	法律基本科目〔基礎科目〕	公法系	憲法入門 1	2	1	
			憲法入門 2	2	1	
			行政法 1	2	2	
		民事法系	民法入門 1	2	1	
			民法入門 2	2	1	
			民法入門 3	2	1	
			民法入門演習 1	2	1	
			民法入門演習 2	2	1	
			民法 4	2	2	
			商法 1	2	2	
			商法 2	2	2	
			民事訴訟法入門 1	2	1	
			民事訴訟法入門 2	2	1	
		刑事法系	刑法入門 1	2	1	
			刑法入門 2	2	1	
			刑事訴訟法入門 1	2	1	
			刑事訴訟法入門 2	2	1	
	法律基本科目〔応用科目〕	公法系	憲法 1	2	2	
			憲法 2	2	2	
			行政法 2	2	2	
		民事法系	民法 1	2	2	
			民法 2	2	2	
			民法 3	2	2	
			家族法	2	3	
			民法演習 1	2	3	
			商法 3	2	3	
			商法 4	2	3	
			民事訴訟法 1	2	2	
			民事訴訟法 2	2	2	

選択科目		刑事法系	刑法 1	2	2		
			刑法 2	2	2		
			刑事訴訟法 1	2	2		
			刑事訴訟法 2	2	2		
	法律実務基礎科目	民事訴訟実務	2	3			
		刑事実務	2	3			
		法曹倫理	2	2・3			
		民事起案 1	1	3			
		民事起案 2	1	3			
		刑事起案 1	1	3			
	刑事起案 2	1	3				
		基法律基本科目	基礎科目	法学入門演習 1	2	1	
				法学入門演習 2	2	1	
法学演習				2	2		
法学入門講義				2	1		
応用科目			憲法 3	2	3		
			行政法 3	2	3		
			憲法演習	2	3		
			行政法演習	2	3		
			民法演習 2	2	3		
			商法演習 1	2	3		
			商法演習 2	2	3		
			民事訴訟法 3	2	3		
			民事訴訟法演習	2	3		
刑法演習 1		2	3				
刑法演習 2		2	3				
刑事訴訟法演習		2	3				
法律実務基礎科目		公法訴訟実務	2	3			
		民事模擬裁判	2	3			
		刑事模擬裁判	2	3			
	ローヤリング	2	3	不開講			
	エクスターンシップ	1	2・3				
・隣接基礎法	比較法	2	2・3				
	アメリカ法 1	2	1・2・3				

			アメリカ法 2	2	2・3	
			法理学 1	2	1・2・3	
			法理学 2	2	2・3	
	展開・先端科目		民事取引法実務	2	2・3	
			消費者法	2	2・3	
			債権保全・回収実務	2	2・3	
			企業法務 1	2	2・3	
			企業法務 2	2	2・3	
			民事執行・保全法 1	2	2・3	
			民事執行・保全法 2	2	2・3	
			支払決済法	2	2・3	
			少年法	2	3	
			刑事司法政策論	2	3	
		司法試験選択科目	倒産法 1	2	2・3	
			倒産法 2	2	2・3	
			倒産法演習	2	3	
			労働法 1	2	2・3	
			労働法 2	2	2・3	
			労働法演習	2	2・3	
			租税法 1	2	2・3	
			租税法 2	2	2・3	
			経済法 1	2	2・3	
			経済法 2	2	2・3	
			知的財産法 1	2	2・3	
			知的財産法 2	2	2・3	
			国際法	2	2・3	
			国際経済法	2	2・3	
			国際私法 1	2	2・3	
			国際私法 2	2	2・3	
			国際私法演習	2	3	
			環境法 1	2	2・3	
			環境法 2	2	2・3	

(5) 本法科大学院の教員・職員

2024 年度専任教員

氏名	職 名	専門分野
青井 未帆	教授	憲法
大橋 洋一	教授	行政法
大村 敦志	教授	民法
尾形 健	教授	憲法
神前 禎	教授	国際私法
長谷部 由起子	教授	民事訴訟法
森田 修	教授	民法
若松 良樹	教授	法哲学
稲村 晃伸	教授	民法
川神 裕	教授	民事訴訟法
篠田 憲明	教授	民事手続法
辻 裕教	教授	刑事法
半田 靖史	教授	刑法
吉野 秀保	教授	刑事法

2024 年度兼任教員

氏名	職 名	専門分野
阿部 克則	教授	国際法
大久保 直樹	教授	経済法
小山田 朋子	教授	英米法
神作 裕之	教授	商法
佐瀬 裕史	教授	民事訴訟法
鎮目 征樹	教授	刑法
竹中 悟人	教授	民法
常岡 孝好	教授	行政法
長戸 貴之	教授	租税法
橋本 陽子	教授	労働法
松下 淳一	教授	民事訴訟法
水野 謙	教授	民法
山下 純司	教授	民法

横山 久芳	教授	知的財産法
-------	----	-------

2024 年度兼任教員

氏名	職 名	専門分野
赤井 耕多	非常勤講師	民法・刑法
今井 悠	非常勤講師	憲法
岡本 裕明	特別招聘教授	刑事訴訟法
小笠原 正道	特別招聘教授	民法
奥田 誠	特別招聘教授	知的財産法
久保田 安彦	非常勤講師	商法
小出 篤	非常勤講師	商法
小暮 駿生	非常勤講師	民法・刑法
五條堀 岳史	特別招聘教授	民法・刑法
高木 弘明	特別招聘教授	商法・企業法務
栃木 力	特別招聘教授	刑事法
山田 和彦	特別招聘教授	商法・会社法
吉田 京子	特別招聘教授	刑事法

2024 年度職員

部署名	職 名	人数
法務研究科事務室	課長	1
	課長補佐	1
	主事	1
	事務嘱託	2
	副手	1

(6) 学生に関する現況

①在学生の現況

入学定員・収容定員

入学定員（標準修業年限3年）			収容定員
未修	既修	合計	
6	24	30	90

入学者数

年度	未修	既修	合計	社会人の割合	法学を履修する課程 以外の大学の課程卒業 者の割合	法曹コース出身者の割合
2024	10	13	23	52%	48%	4.3%
2023	6	19	25	52%	32%	4%
2022	6	15	21	62%	29%	0%
2021	9	7	16	50%	38%	0%
2020	4	11	15	33%	13%	0%

在籍者数（2024年5月1日現在）

（ ）は社会人で内数

	1年	2年	3年	計
未修者	13 (9)	11 (4)	3 (3)	27
既修者	—	17 (10)	18 (9)	35
計	13 (9)	28 (14)	21 (12)	62

②入学試験の現況

年度	未修／既修	定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	定員充足率
2025	法学未修者	30	66	58	15	9	66.7%
	法学既修者		87	69	16	11	
	5年一貫型		0	0	0	0	
2024	法学未修者	30	47	46	14	10	76.7%
	法学既修者		82	70	19	13	
	5年一貫型		0	0	0	0	

2023	法学未修者	30	47	38	11	6	25	83.3%
	法学既修者		104	85	34	18		
	5年一貫型		1	1	1	1		
2022	法学未修者	30	36	28	11	6	21	70%
	法学既修者		73	62	27	15		
	5年一貫型		0	0	0	0		
2021	法学未修者	30	26	23	13	9	16	53.3%
	法学既修者		58	47	12	7		
	5年一貫型		0	0	0	0		

③修了者等の現況

修了者数

年度	修了者数		
	既修者	未修者	合計
2023 年度	8	3	11
2022 年度	6	1	7
2021 年度	8	7	15
2020 年度	14	0	14
2019 年度	5	3	8
2018 年度	14	3	17

標準修業年限修了率

入学年度	未修者			既修者		
	修了者数	入学者数	標準修業年限修了率	修了者数	入学者数	標準修業年限修了率
2022 年度	—	6	—	7	15	46.67%
2021 年度	3	9	33.33%	5	7	71.43%
2020 年度	0	4	0%	7	11	63.64%
2019 年度	5	12	41.67%	13	17	76.47%
2018 年度	0	6	0%	3	6	50%

3. 自己点検・評価

(1) 法科大学院の教育活動の現況【領域1】

《基準1-1》法科大学院の目的が適切に設定されていること

【評価】S

本報告書「2 法科大学院の現況」「(1) 本法科大学院の目的」に記載のとおり、法科大学院の目的は適切に設定されている。

[分析項目1-1-1] 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【評価】S

本報告書における「2 法科大学院の現況」「(1) 本法科大学院の目的」に記載のとおり、法科大学院の目的は適切に設定されている。また、法科大学院の目的に応じた適切なディプロマ・ポリシーも設定されている。

《基準1-2》教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

【評価】S

本報告書「2 法科大学院の現況」「(5) 本法科大学院の教員・職員」に記載の通り、大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、基準数以上の専任教員並びに兼任及び兼任教員が配置されており、その年齢の構成も著しくは偏っていない。また、法科大学院の運営に必要となる教授会や事務組織も、適切に整備されている。

令和6年度で副手制度が終了し、令和7年度からは副手の行なってきた業務は事務嘱託職員が行うこととなる。これに合わせて令和7年度から教育研究連携会議（「教職会議」）を設置し（令和7年2月18日教授会）、教育活動等を展開するに必要な運営体制が維持されることとなる。

[分析項目1-2-1]

専任教員大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること

【評価】 A

専任教員大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らすと、専任教員数は12人以上、専任教員1人当たりの学生収容定員は15人以下であるが、令和6年5月1日現在、62名の学生数に対して14名の専任教員(内、実務家・専任教員14名、実務家みなし専任教員0名)が配置されており、必要な人数の専任教員が配置されている。また、13名の兼担教員、13名の兼任教員が配置されており、必要な教育体制が確保できている。

【特記事項】

令和6年4月に刑法を担当する専任教員が採用配置された。

[分析項目1－2－2]

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議(以下「教授会等」という。)及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

【評価】 A

法科大学院の運営については、法科大学院教授会において、運営に関する重要事項を審議する等、必要な活動を行っている。令和6年度における開催は下記のとおりであった。法科大学院には法科大学院長が置かれ、法科大学院の活動を統括している。令和6年度も、神前禎教授が法科大学院長を担当した。なお、教授会等に関しては「法科大学院教授会規程」において、組織に関する事項が規定されている。

[分析項目1－2－3]

法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

【評価】 A

令和6年度においても、定例的な協議を経て、本法科大学院の設置者である学習院大学から予算が配分されている。

[分析項目1－2－4]

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること

【評価】 A

「学校法人学習院事務規程」「学校法人学習院事務分掌規程」に従い、法科大学院の管理運営を行うために、適切な事務体制が整備されている。具体的には、事務分掌規程第23条の3により、法務研究科の事務室においては、次の事務をつかさどる。

- 1 法務研究科長の秘書業務に関する事項
- 2 法務研究科長印及び法務研究科印の管守に関する事項
- 3 文書の接受、受付、発送及び保管に関する事項
- 4 教授会、運営委員会、その他諸会議に関する事項
- 5 学生並びに法務研修生及び法務研究生の学習支援に関する事項
- 6 法科大学院認証評価及び外部評価に関する事項

〔分析項目1－2－5〕

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

【評価】 A

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、情報セキュリティに関するe-Learning研修（8人参加）、障害学生支援研修会（3人参加）が実施されている。

《基準1－3》法科大学院の教育研究活動に関する情報の公表が適切であること

【評価】 A

法科大学院の教育研究活動に関する情報は、本報告書「2 法科大学院の現況」「（7）情報公開」に記載のとおり、適切に公表されている。

〔分析項目1－3－1〕

法令により公表が求められている事項を公表していること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況」「（7）情報公開」に記載のとおり、法令により公表が求められている事項を公表している。

〔分析項目1－3－2〕

法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況」「(7) 情報公開」に記載のとおり、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表している。

(2) 法科大学院の教育活動等の質保証【領域2】

《基準2-1》教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

【評価】 A

自己点検・評価の実施に責任を持つ組織として、法務研究科長を責任者とする法科大学院教授会が設置されており、本報告書はしがきに記載のとおり、自己点検評価基準や分析評価項目について、手順に従って、教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制が整備されている。関係法令等に則して教育課程連携協議会が設置され、開催されている。

[分析項目2-1-1]

法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【評価】 A

「授業評価アンケート」および「アンケートへのフィードバック」の仕組みにより、継続的に教育活動等の質と学習成果の水準を維持、改善を図っている。令和6年度には、「授業評価アンケート」について他の法科大学院での取り組みについてアンケートを行い、本学でのアンケートの改善を検討した。

令和5年度より修了時と修了後3年目の学生について満足度調査を行っている。その結果は、自己点検・評価委員会における自己点検の際の資料として用いられ、改善および向上を図っている。

[分析項目2-1-2]

教育課程連携協議会が設けられていること

【評価】 A

令和6年度においても、令和7年3月25日に教育課程連携協議会の会議を実施し、外部アドバイザーの評価・助言を受けることを契機とした点検・評価も実施している。

《基準2-2》 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

【評価】 A

自己点検・評価規程及び申合せにより、手順が明確に規定されており、適切に実施されている。

[分析項目2-2-1]

自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【評価】 A

法科大学院の特性に応じて、法科大学院認証評価と同様の評価項目が適切に設定されている。

[分析項目2-2-2]

自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【評価】 A

自己点検・評価に当たっては、例えば、本報告書「2 法科大学院の現況」「(6) 学生に関する 現況」にも記載の数値を用いており、司法試験合格率、学籍異動状況、修了者の進路状況等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されている。そのほか、春期・夏期学力増進プログラム出席率、学生満足度調査等の調査結果も用いられている。また、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における機能強化構想調書においては、法学未修者や直近修了者の司法試験合格率、未修入学者の2年次進級率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われている。

[分析項目2-2-3]

自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【評価】 A

法学未修者の2年次進級判定に共通到達度確認試験の成績及びGPA（Grade Point Average）を利用しており、基準の妥当性の観点等において、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されている。

《基準2－3》法科大学院の目的に即した人材養成がされていること

【評価】 B

修了者の司法試験の合格状況は、全法科大学院の平均合格率を大きく下回っていると言わざるを得ない。しかし、修了1年目までの司法試験合格率が令和5年度までの過去3年間の平均を上回っていること、令和3年度に目標とした司法試験合格率に見合う教育成果を上げていると考えられることから、状況に改善傾向が見られるといえることができる。

修了者の進路等の状況や修了者等への調査も行われており、司法試験合格率の改善により、法科大学院の目的に即した人材養成はより適切に行われると期待される。

〔分析項目2－3－1〕

修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあることの状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

【評価】 B

令和6年度における司法試験合格率は、法学未修者0.0%（0/10）、法学既修者15.4%（4/26）、合計11.1%（4/36）であった。このうち、在学中受験資格での司法試験合格率は、法学未修者0.0%（0/1）、法学既修者16.7%（1/6）、合計14.3%（1/7）であった。なお、この他に、本法科大学院に在学中で在学中受験資格での司法試験受験が可能であったものの司法試験予備試験に合格し、その資格で司法試験を受験し合格した者が2名いる。この2名についても学内成績や個別面談の結果から、その合格は本法科大学院の教育の成果と考えているが、いずれにせよ全法科大学院の平均合格率を大きく下回っており、また法学未修者の合格者を輩出できていないなど、司法試験の合格状況の改善が必要な状況は継続している。

令和6年度においても、前年度までに開始したさまざまな施策は継続しており、法学未修者の修了時のGPAが改善するなど一定の成果を上げている。また、令和6年度からは従来の在学生に加えて法務研究生全員との個別面談を実施するといった新たな施策も開始した。その結果、令和5年度修了者の修了1年目までの司法試験合格率は、27.3%となり、令和3年度から令和5年度までの修了1年目までの司法試験合格率の平均が24.3%であったことからするとこれらの施策の成果が出始めているといえる。

また、本法科大学院は、令和３年度に、司法試験の合格率（当該年度を含む過去３年間の平均）を毎年度１%ずつ改善するという目標を設定している。令和６年度においてはその目標をわずかに下回ってしまったが、上記の司法試験予備試験合格の資格で司法試験に合格した者を含めれば、目標を達成しており、その点からも、教育改善の成果が出始めているといえることができる。

この間の取組にも関わらず、令和６年司法試験の結果が振るわなかったことを受けて、令和６年１２月に「合格率向上ワーキンググループ」が設けられ、提出された報告書をもとに３月教授会で次年度以降の方針について検討がなされた。

[分析項目２－３－２]

修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

【評価】 B

修了生の進路等の状況の把握のために、令和６年３月よりクラウド型会員管理システム「シクミネット」を導入し、運用を始めた。令和６年３月より、シクミネットも利用して修了時及び修了３年目に本法科大学院の教育等に関する満足度調査を行っている。法曹養成という面では成果は十分とはいえないものの、シクミネットに登録された進路からは、法科大学院での教育を生かした進路を選択している者も少なくないことがわかる。次年度からはホームカミングデイ等を設けるなど、修了生間のつながりを深めることにより、進路等の状況をより把握できるように検討している。

[分析項目２－３－３]

修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

【評価】 B

令和６年３月に実施した修了時教育満足度調査によると、本法科大学院における教育への満足度は総じて高い。同時期に実施した修了３年目教育満足度調査は、回答率が高くないところ、回答者に依然として司法試験の勉強を続けている者の割合が大きいことから、法科大学院の目的に則した人材養成がなされているとは評価しがたい。

《基準２－４》教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

【評価】 A

6月に定例の自己点検評価委員会が開催され、前年度に行われた各種取組の内容と結果について総括しつつ、教育の改善・向上を図っている。また、日々の教育活動等の状況について、適宜、自己点検・評価を行なっており、改善すべき事項があった場合には、対応計画が策定され、計画に基づいた取組がなされている。また、これらに加え、FD委員会、授業評価アンケート、学生面談等を通じて自己点検・評価が行われ、教育の改善・向上の取組が行われている。

[分析項目 2－4－1]

教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【評価】 A

6月に定例の自己点検評価委員会が開催され、前年度に行われた各種取組の内容と結果について総括しつつ、教育の改善・向上を図っている。また、本報告書等の資料は教育課程連携協議会にも提出され、効果が検証されている（自己点検・評価規程、自己点検・評価実施に関わる申し合わせ）。

《基準 2－5》教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況」「(5) 本法科大学院の教員・職員」に記載のとおり、教員の質の確保がされている。教員の担当する授業科目は、各教員の知識、能力、実績等に応じて教授会等で決定されている。

修了者法曹が非常勤講師として教育補助、課題指導、学習相談を担っており、業務の実施に当たり、教員も交えた検討や打合せがなされるなど、法科大学院の教育を支援又は補助する者に対し、教育の質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されている。

法科大学院の教育を支援又は補助する者として副手が置かれていたが、令和6年度をもって事務嘱託職員へと制度が変わり、それに伴い、教育研究連携会議（「教職会議」）により教育の質の維持、向上を図る取組を組織的に行うこととした（令和7年2月18日教授会）。

[分析項目 2－5－1]

教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

【評価】 A

教員の採用及び昇任に関して、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績の基準並びに評価の方法等が教員の採用及び昇格の手続に関する内規において定められている。

〔分析項目 2－5－2〕

法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

【評価】 A

教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の実施について、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の中で教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価が継続的に実施されている。令和6年度においても、以上の取組を行い、また、5月の教授会において、Research Map を利用しながら、業績の相互確認を行った。

〔分析項目 2－5－3〕

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

【評価】 S

定期的なFD委員会における授業の実施や学修指導、授業評価アンケート結果への対応についての検討のほか、授業時間の変更に関するFD研修会の実施等の取組が、授業の内容及び方法の改善を図るためのFDとして組織的に実施されている。また、学生の受講状況や履修状況、定期試験の成績を踏まえたFD委員会における情報共有や、教育活動に係る課題についての日常的な意見交換を通じて、個々の教員の教育能力の改善が図られているだけでなく、教育内容・方法の具体的な改善方策が法科大学院教授会において審議・決定されている。令和6年度においても、継続して以上の取り組みを行った。

〔分析項目 2－5－4〕

法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

【評価】 A

教育支援・補助者である修了生法曹による教育の質を確保し、維持・向上をはかるため、業務の実施に当たり、教員も交えた検討や打合せがなされるなど、法科大学院の教育を支援又は補助する者に対し、教育の質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されている。さらに法科大学院との連携を深めるために、議論を進めている。

法科大学院の教育を支援又は補助する者として副手が置かれていたが、令和6年度をもって事務嘱託職員へと制度が変わり、それに伴い、教育研究連携会議（「教職会議」）により教育の質の維持、向上を図る取組を組織的に行うこととした（令和7年2月18日教授会）。

《基準2－6》法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うとされている事項が適切に実施されていること

【評価】 A

本法科大学院は学習院大学法学部と西南学院大学法学部法曹養成連携協定を締結しており、連携協定に定められた事項が適切に実施されている。

〔分析項目2－6－1〕

締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること

【評価】 A

令和6年度においては、令和6年6月22日に西南学院大学法学部向けの入試説明会を行ったが、出願者はなかった。令和6年12月16日に法曹養成連携協議会を開催した。

（３）教育課程及び教育方法【領域３】

《基準３－１》学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価】 A

本報告書「２．法科大学院の現況」「（３）本法科大学院の３ポリシー」の「ディプロマ・ポリシー」記載のとおり、学位授与方針が具体的かつ明確とされている。

〔分析項目３－１－１〕

学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

【評価】 A

本報告書「２．法科大学院の現況」「（３）本法科大学院の３ポリシー」の「ディプロマ・ポリシー」記載のとおり、学位授与方針が具体的かつ明確とされている。

《基準３－２》教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価】 A

本報告書「２．法科大学院の現況」「（３）本法科大学院の３ポリシー」の「カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、教育課程の編成の方針、教育方法に関する方針、学習成果の評価の方針が明確かつ具体的に示され、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と整合的となっている。これらにより、小規模なロー・スクールであることを活かし、オーソドックスなカリキュラムにより、ジェネラリストとして市民に寄り添う法曹養成をすることが明らかになっている。

〔分析項目３－２－１〕

①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

【評価】 A

本報告書「２．法科大学院の現況」「（３）本法科大学院の３ポリシー」の「カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、教育課程の編成の方針、教育方法に関する方針、学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示している。

〔分析項目３－２－２〕

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

【評価】 A

本報告書「2. 法科大学院の現況」「(3) 本法科大学院の3ポリシー」の「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、カリキュラム・ポリシーは、3ポリシーの一環として、本法科大学院の目指す法曹養成との関わりで、明確に定められており、かつ、上記のように、ディプロマ・ポリシーと整合性を有している。

《基準3-3》教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

【評価】 A

本報告書「2. 法科大学院の現況」「(4) 本法科大学院における開講科目一覧」及び「令和6年度法科大学院履修要覧」記載のとおり、段階的かつ体系的に履修をすることができるように授業科目が開講されている。また、各授業科目の内容及び水準についても、シラバスで確認することができるとおり、法科大学院にふさわしいものとなっている。

具体的には、①履修の体系についていうと、法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。法律基本科目については、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されている。

また、法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されている。展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てが開設されている。以上のように、全体として、当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されている。

次に、②各授業科目の内容及び水準についていうと、各授業科目について、到達目標がシラバスにおいて学生に明示され、それらは段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっている。また、到達目標に適した授業内容となっている。なお、法律基本科目と法律実務基礎科目について、科目ごとに「共通的な到達目標(学習院版)」が策定され、学生に示されている。「共通的な到達目標(学習院版)」は、内容がよく練られたものであるとともに、具体的内容と自習用教科書の該当ページの対応表が掲載されるなど、学生にとって分かりやすいものとなっている。

[分析項目3-3-1]

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

【評価】 A

2021年度から段階的に実施されている新カリキュラムにおいては、学生が修了するためには、既修コース84単位・未修コース100単位の履修が必要となるが、本報告書「2. 法科大学院の現況」「(4) 本法科大学院における開講科目一覧」及び「令和6年度法科大学院学生要覧」記載のとおり、法律基本科目の基礎科目(34単位)、法律基本科目の応用科目(32単位)、法律実務基礎科目(10単位)、基礎法学・隣接科目(「令和6年度法科大学院履修要覧」別表4に掲げる科目から4単位選択)及び展開・先端科目(「令和6年度法科大学院履修要覧」別表5に掲げる科目から司法試験選択科目4単位を含む12単位を選択)のそれぞれが開設されており、法科大学院として適切な状況にある。

[分析項目3-3-2]

法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【評価】 A

法律基本科目のうち、憲法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法については、1年次に基礎科目を、2年次以降に応用科目を配置し、行政法については2年次第1学期に基礎科目、2年次第2学期に応用科目を配置し、民法・商法についてはさらに、2年次に基礎・応用科目を、3年次に応用科目を配置し、基礎から応用へと学年を経るごとに段階的に履修することを可能にしている。

[分析項目3-3-3]

法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【評価】 A

「令和6年度法科大学院履修要覧」別表1～5の通りであるが、具体的にいうと、①法律実務基礎科目については、法学の基礎を修得し進級・入学した2年次生または3年次生に対し、第1学期に法曹倫理を、第2学期にエクスターンシップを配置し、3年次に民事訴訟実務・刑事実務・民事起案・刑事起案を配置している。そして、3年次第2学期に、これらの実務系科目における学修を踏まえ、公法訴訟実務・民事模擬裁判・刑

事模擬裁判・ローヤリングを配置しており、法学の基礎を学んだことを踏まえつつ、実務に関する知見を段階的に修得できるようにしている。

②基礎法学・隣接科目については、1年次生（法学未修者）が広く法に関する関心を持つことが重要と考えられることから、1年次に、日本法にも一定の影響があるアメリカ法1や、法の理論的考察を行う法理学1を配置し、1年次生（法学未修者）が広く法に関する関心を持つことの動機づけを与えている。

③展開・先端科目は、2年次生以降に配置し、1年次までに学修した法学の基礎を前提に、専門性の高い領域への学修へと進めるよう配慮している。

[分析項目3-3-4]

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めていること

【評価】 A

「令和6年度法科大学院履修要覧」別表5の通りであるが、具体的にいうと、展開・先端科目として、倒産法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを本学で開講している。

[分析項目3-3-5]

当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

【評価】 S

「令和6年度法科大学院履修要覧」別表4及び別表5で示されているところであるが、様々な立場の人々に寄り添うことができ、優れた人権感覚と高度な専門知識を有するオールラウンドな能力を有する多様な法曹人材の養成という基本的理念を実現するため、基礎法学・隣接科目そして展開・先端科目において、特定の分野に偏ることなく、様々な立場の人々が抱える多様な法律問題に応えうる知識と能力が涵養できるようにしている。

[分析項目3-3-6]

各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

【評価】 A

令和6年度シラバスで確認することができるとおり、各授業科目については、シラバスにおいて「到達目標」を設定し、当該科目の学修上の到達内容を明示しているなど、本法科大学院では、いずれの授業科目についても、段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な到達目標を明示している。また、授業内容も到達目標に応じて適切なものとなっている。

〔分析項目 3－3－7〕

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

【評価】 A

本学ウェブサイト（「教育体制／カリキュラム／成績評価」）において、カリキュラム及び教育体制の概要を示し、段階的学修の概要を明示している。

《基準 3－4》 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

【評価】 A

令和6年度の各シラバスに記載の通り、授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容がシラバス上で学生に明示されている。

授業の方法に関する方針については、令和5年10月に『教員利用ガイド』において明文化がなされ、令和6年度も同ガイド中において、授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されている。

また、法律基本科目（応用科目）及び司法試験選択科目については、シラバスの「授業方法」等において、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮することを明記している。

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については同時に授業を行う学生数が50人以下となっている。また、同時に授業を行う学生数が極めて少ない授業科目に関しては、担当教員が異なる見解・立場に立って質問、議論をするなどにより双方性・多方向性が確保されている。

各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令等に基づき定められた、専門職大学院学則において準用される学則の規定に則したものとなっている。1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっている。

各授業科目の授業期間が、専門職大学院学則において準用される学則の規定により定められており、13週にわたるものとなっている。

履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設けられ、関係法令等に適合している。法学未修者など、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して、未修者の導入科目「法学入門演習1」、「法学入門演習2」、「法学入門講義」が開設されているほか、多様なバックグラウンドのある学生への対応ができるよう学生ごとに担任教員が配置され、個別面談が実施されている。また、入学前に、自習・予習・参考文献のリストの配付、予習課題の提示、法科大学院教育研究支援システムを用いた自習支援等や、「ヘッドスタートプログラム」として学習方法等のガイダンスが行われている。

さらに、春期と夏期の休暇期間に試験講評や授業の補充を行う「学力増進プログラム」や、修了者法曹により定期的な学習指導を行う「法実務講座」が組織的に実施されている。

[分析項目3-4-1]

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【評価】 A

令和6年度の各シラバス記載のとおり、授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用されている。また、シラバスによって、授業の方法及び内容が学生に対して明示されている。

【特記事項】

1. 法学未修者教育の充実

（例）特に法学未修者については、初歩的な訓練が必要であるところ、令和6年度においては、令和7年度に向けた事業として、初学者向けの動画教材を本学ウェブサイト限定公開する形で提供し、入学予定者や、法曹養成連携協定を締結する大学（西南学院大学及び学習院大学）の法学部の学生に向け、導入教育の一環として行う準備を行った。

[分析項目3-4-2]

授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること

【評価】 A

授業の方法に関する方針については、令和5年10月に『教員用利用ガイド』において明文化がなされ、令和6年度も同ガイド中において、授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されている。

[分析項目 3－4－3]

授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

【評価】 S

令和6年度シラバス（法学入門講義・法学入門演習1・法学入門演習2・法学演習・民事起案・刑事起案）でそれぞれ示されるように、法曹としての実務に必要な論述能力については、1年次生に法学入門講義・法学入門演習1・法学入門演習2を、2年次1学期に法学演習を配置し、実務的な起案については、3年次に民事起案・刑事起案を配置し、各学年の習熟度等に応じた論述能力の涵養が図れるようにしている。また、法律基本科目（応用科目）及び司法試験選択科目については、シラバスの「授業方法」等において、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮することを明記している。

【特記事項】

1. 未修者教育における論述能力の涵養については、令和6年度において、令和7年度に向けた事業として、初学者向けの動画教材を本学ウェブサイトで限定公開する形で提供し、入学予定者や、法曹養成連携協定を締結する大学（西南学院大学及び学習院大学）の法学部の学生に向け、導入教育の一環として行う準備を行い、法学未修者を中心に、論述能力の涵養に向けた訓練のための環境整備を行った。

[分析項目 3－4－4]

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること

【評価】 A

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については同時に授業を行う学生数が50人以下となっている。また、同時に授業を行う学生数が極めて少ない授業科目に関しては、担当教員が異なる見解・立場に立って質問、議論をするなどにより双方性・多方向性が確保されている。

[分析項目 3－4－5]

各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したものとなっていること

【評価】 A

各授業科目における授業時間の設定は、2 単位科目で 105 分×13 回の授業と、1 回の期末試験等の実施を基本としており、法令に則したものとなっている。

[分析項目 3－4－6]

1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること

【評価】 A

令和 6 年度法科大学院学年暦、夏期・春期学力増進プログラム及び令和 6 年度「エクスターンシップ」シラバスの通り、授業期間は、正規の授業期間(第 1 学期及び第 2 学期のそれぞれについて 13 週)、及び学期末・学年末試験(第 1 学期及び第 2 学期のそれぞれについて 1 週)の他に、夏期及び春期学力増進プログラム(8 月及び 2 月に各 1 週)、及び 9 月の「エクスターンシップ」期間を合算することにより年間 35 週以上確保されている。

[分析項目 3－4－7]

各授業科目の授業期間が、10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同等以上の十分な教育効果をあげていること

【評価】 A

令和 6 年度学年暦で示されるとおり、本学では、全学の方針として、令和 6 年度から、第 1 学期及び第 2 学期それぞれについて、本学は 105 分授業×13 週の授業回数の方針が採用されたことに伴い、法科大学院の授業も、各学期において 105 分を 13 週行い、その後定期試験を行うこととなった。やむを得ず休講する場合は、必ず補講をすることとしている。

[分析項目 3－4－8]

履修登録の上限設定の制度(CAP 制)が設定され、関係法令に適合していること

【評価】 A

「令和 6 年度法科大学院履修要覧」で明示されるように、1 年次 36 単位、2 年次 36 単位、3 年次 44 単位の履修登録の上限が設定されており、関係法令に適合している。また、令和 5 年 3 月 29 日教授会(審議資料 15 (3))において、履修単位の上限の引き上げは、法曹養成連携協定により入学した学生のほか、「これに準ずる者と教授会が認める者」に対しても認めること(未修コースでの 2 年次生進学者についてはその GPA、

既修コースでの2年次生については入試において授業料免除の対象の有無等で判断する)とされ、令和6年度もこれを継続している。

〔分析項目3-4-9〕

早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること

【評価】 A

本法科大学院では発足時から「起案等指導」、「法文書作成指導」等でクラス分けされた授業の担当教員を受講生の担任に割り当てていたが、令和2年度から「法文書作成指導」が廃止されたことに伴い、当該学年の必修科目の担当教員を担任に割り当てることとし(令和5年3月29日教授会審議資料9(次年度担任について))、これを令和6年度においても継続している。日頃の学修上の相談事等に際し、多様なバックグラウンドを有する学生の個別の事情にも配慮しつつ、適切なアドバイス等を教員から行う体制を整えている。

《基準3-5》教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況」「(3) 本法科大学院の3ポリシー」の「カリキュラム・ポリシー」で示された内容に則した公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施されている。

成績評価基準が、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定されている。また、令和5年10月に、法科大学院成績評価についてのガイドラインが改正され、各評語の学習到達度の目安及び可以上の評価は学習到達度を加味した相対評価によることが明文化され、かつ、成績評価における「授業参加に関する評価」(従来「平常点」とされていた評価項目)の意義や取扱いについて組織として統一された方針も明確に示され、令和6年度からこれらが適用されている。

成績評価基準は、ウェブサイト等において学生に周知され、「授業参加に関する評価」等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等についてもシラバスにおいて学生に周知されている。成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的な確認がなされている。相対評価方式を採用している科目に関しては、当該法科大学院が設定している

評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっている。

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。また、再試験の制度は設けられていない。

成績に対する異議申立て制度が、組織的に設けられている。

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定が、専門職大学院学則において、法令等に従い定められている。

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が、専門職大学院学則において、法令等に従い定められている。

[分析項目 3－5－1]

成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況」「(3) 本法科大学院の3ポリシー」の「カリキュラム・ポリシー」で示された内容に則した公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施されている。

成績評価基準が、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定されている。また、令和5年10月に、法科大学院成績評価についてのガイドラインが改正され、各評語の学習到達度の目安及び可以上の評価は学習到達度を加味した相対評価によることが明文化され、かつ、成績評価における「授業参加に関する評価」（従来「平常点」とされていた評価項目）の意義や取扱いについて組織として統一された方針も明確に示され、令和6年度からこれらが適用されている。

[分析項目 3－5－2]

成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

【評価】 A

成績評価基準は、ウェブサイト等において学生に周知され、「授業参加に関する評価」等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等についてもシラバスにおいて学生に周知されている。

[分析項目 3－5－3]

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

【評価】 A

令和6年度も法科大学院教授会（第1学期は9月、第2学期は3月教授会）において、各学期末において全学生の成績を確認し、成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的な確認を行っている。

【特記事項】

令和6年度第1学期においては、以上の組織的な対応の結果、「成績評価ガイドライン」で定めた成績評価割合の範囲で各科目が成績評価を行ったことが確認できた。

[分析項目3-5-4]

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

【評価】 A

「令和6年度法科大学院履修要覧」記載の通り、追試験の受験資格については、限定列举された事由に該当する場合にのみ、一定の証憑等と併せて所定の期間に出願することとしており、学生を不当に有利または不利に扱わない仕組みを採用している。また、追試験については、令和5年1月17日教授会において、本試験と同一あるいはきわめて類似した試験を実施することなど、実質的な救済措置となっていないことについて確認を行ったところ、令和6年度もこれを踏襲している。

[分析項目3-5-5]

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

【評価】 A

「令和6年度法科大学院履修要覧」に記載の通り、本学では、全学的に、成績に対し疑義がある場合は、所定の期間において成績調査願を提出する制度を採用している。上記成績調査願が提出され、当該科目を担当する教員が回答をする場合、全学の仕組み上

では特に第三者のチェック等が入る形とはなっていないが、法科大学院独自の仕組みとして、担当教員が回答上で説明した内容について、教務委員または法務研究科長がチェックし、回答の妥当性を確保する仕組みを導入しており（成績調査制度の運用に関する内規）、令和6年度もこれに従って成績調査の第三者確認を行っている。成績調査願制度は、「成績に対し疑義がある場合」に依頼することができるため、不合格となった学生だけでなく、合格した学生でも成績について回答を依頼することができる（令和6年度法科大学院履修要覧）。

〔分析項目 3－5－6〕

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【評価】 A

法学既修者としての認定における単位の免除に関して、専門職大学院設置基準 25 条を踏まえ、専門職大学院学則第 13 条並びに法科大学院履修規程第 6 条及び 7 条において、26 単位を超えない範囲での単位の修得を認める旨について明記し、また、認定連携法曹基礎課程を修了して入学した者について 46 単位まで認める旨定めている。

〔分析項目 3－5－7〕

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【評価】 A

他の大学院等において修得した単位や入学前の既習得単位等の認定に関して、専門職大学院設置基準 21 条及び 22 条を踏まえ、専門職大学院学則第 13 条並びに法科大学院履修規程第 5 条及び第 6 条において、該当する事項を明記している。

《基準 3－6》法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

【評価】 A

本報告書「2. 法科大学院の現況」「(1) 本法科大学院の目的」及び「(3) 本法科大学院の 3 ポリシー」の「ディプロマ・ポリシー」に則して、法科大学院履修規程第 1 条に修了要件が規定されており、令和 6 年度においても公正な修了判定が実施された。

〔分析項目 3－6－1〕

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること

【評価】 A

本報告書「2. 法科大学院の現況」「(1) 本法科大学院の目的」及び「(3) 本法科大学院の3ポリシー」の「ディプロマ・ポリシー」に則して、法科大学院履修規程第1条に修了要件が規定されており、また、修了判定の要件については、学習院大学専門職大学院学則第1条第1項及び第12条第6項並びに法科大学院履修規程第1条に規定されている。

学位は、学習院大学専門職大学院学則第12条第6項に基づき、法務研究科教授会の意見をふまえて学長が授与する。

[分析項目3-6-2]

修了要件を学生に周知していること

【評価】 A

令和6年度法科大学院履修要覧及び本学ウェブサイト上において、修了要件を学生に周知している。

【特記事項】

新入生ガイダンス等においてもGPA要件に関して周知し、また担任制を通じた個別指導を実施している。

[分析項目3-6-3]

修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

【評価】 A

修了認定に関する手続については、「学習院大学専門職大学院学則第7条第1項第1号」に規定されており、令和6年度においても、3月7日開催の教授会において、当該規則に則して組織的に修了認定を実施した。

《基準3-7》専任教員の授業負担等が適切であること

【評価】 A

本学の選任教員は、令和6年度においていずれの者についても20単位を下回っており、十分かつ適切な教育・研究環境が整っているといえる。

[分析項目 3－7－1]

法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられていること

【評価】 A

別紙 2 「教員の配置状況」を参照。

[分析項目 3－7－2]

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【評価】 A

専任教員の研究専念期間(サバティカル)については、「学習院大学長期国内外研修規程及び「学習院大学法科大学院研究休暇規程」に規定されている。

(4) 学生の受入及び定員管理【領域 4】

《基準 4－1》 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況 (3) 本法科大学院の 3 ポリシー 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) (2) 入学者選抜の基本方針」のとおり、学生受入方針は具体的かつ明確に定められている。入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するかについて、明確に示されている。

[分析項目 4－1－1]

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況 (3) 本法科大学院の 3 ポリシー 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) (2) 入学者選抜の基本方針」のとおり、学生受入方針は具体的かつ明確に定められている。入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するかについて、明確に示されている。

[分析項目 4－1－2]

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況 (3)本法科大学院の3ポリシー 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） (3)『学力の3要素』の多面的・総合的な評価方法」、(4)『学力の3要素』と評価項目の関係」とおり、入学者に求める適性及び能力は具体的かつ明確に定められ、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するかについても明確に示されている。

[分析項目4-1-3]

法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況 (3)本法科大学院の3ポリシー 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） (3)『学力の3要素』の多面的・総合的な評価方法」、(4)『学力の3要素』と評価項目の関係」には、法学未修者の他、法学既修者と認定連携法曹基礎課程修了者に分けて、それぞれに関して、入学者に求める適性及び能力は具体的かつ明確に定められ、併せて、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するかについても明確に示されている。

《基準4-2》学生の受入が適切に実施されていること

【評価】 A

本報告書「2 本法科大学院の現況 (6)学生に関する現況」に示されるとおり、本報告書「2 法科大学院の現況 (3)本法科大学院の3ポリシー 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に沿った適切な学生の受入が実施されている。具体的には、学習院大学入学試験委員会規程、上記入学者受入れの方針に沿って、入学者選抜の方法が採用されている。適切な体制の下、社会人を含む受験者が受験しやすいように2024年度に実施した4回という複数回の入試を実施し、そのうち3回は土曜日に実施するほか、身体に障害のある受験者に対し特別措置を実施するなど、公正かつ適正に学生の受入が実施されている。2024年度には、23名の入学者のうち社会人等が12名（52%）となっており、多様な入学生を迎えることができている。

今後取り組む課題としては、面接者が急増する中で、未修者用と既修者用の面接のあり方（面接時間）に工夫を加えること、未修者試験では論文式試験の他は未修者の場合のような詳細な筆記試験を実施していないため、審査密度を向上させるうえからも未修者用入試における書類審査を一層重視し、その比率を上げることがある。

【特記事項】

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が、令和5（2023）年5月9日教授会で制定した「入学試験制度の見直しに関する内規」に基づき、入試を実施する度に、法務研究科長や主任が担当教員から丁寧に意見聴取を行い、問題点や改善点は教授会に付議し、恒常的に試験制度や運用の改善を図っている。このように、入試の実施回数や面接試験の実施日程の見直しが行われるなど、その結果が入学者選抜の改善に役立てられている。

具体的には、面接試験について、令和6年度入試からは全受験者に課すものとしたことを受けて、令和6（2024）年度に実施する中で出てきた問題に関しては、2024年9月5日教授会では面接に関して質問事項、採点方法を改善した。既修・未修の面接に係る審査基準に関しては、同年6月11日教授会、11月26日教授会、12月17日教授会で、見直しを決定している。このように、入試制度の恒常的な改善を図っている。

入学者の質の確保に係る取組と併せて、受験者を対象とした対面とオンラインを併用した説明会の複数回開催、法曹の魅力や活動状況を伝える「法曹を知ろう講座」の実施、法科大学院の授業見学企画等のほか、学習院大学法学部で法曹を目指した学生向けの講義を複数用意し、法曹志望者の拡大に取り組んでいる。例えば、「特設演習（法曹志望者のための法学入門）」は年々受講生が増加し、2024年前期に開講した特設演習では1年生を中心に29名もの受講生が集まっている。これら施策の継続的实施により受験者数の確保にも努め、入学定員30名に対し、入学者が2020年度入試から2024年度入試にかけて12名、13名、16名、18名、23名と拡充している。

〔分析項目4－2－1〕

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

【評価】 A

本報告書「2 法科大学院の現況 (3) 本法科大学院の3ポリシー 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に対応した受入方法に基づく入学試験（詳細は募集要項で確認可能）を、令和6年度においても公正かつ適正に実施した。

【特記事項】

2023年5月9日教授会で制定した「入学試験制度の見直しに関する内規」に基づき、入試を実施する度に、法務研究科長や主任が担当教員から丁寧に意見聴取を行い、問題点や改善点は教授会に付議し、恒常的に試験制度や運用の改善を図っている。2024年3月28日の入試見直し教授会では、未修者コースの論文試験の適正を図る趣旨で、論理力を試す記述問題試験を2025年度入試から導入することを決定し、担当者の割り振りも決定した。また、2025年度入試では、法務博士（専門職）の学位を有する出願者に関しては、学習到達度を正確に判定し入試判定を適性化する趣旨で、過去に受験した司法試験の成績が分かる書類の提出を義務付けるように入試要項の記述を変更した（2024年4月9日教授会決定）。さらに、2024年6月11日教授会では、受験生が適正に受験に望むことができるように、解答に当たって準拠すべき法令基準時を問題文等で明記することが決定された。

[分析項目4-2-2]

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

【評価】 S

2023年5月9日教授会で制定した「入学試験制度の見直しに関する内規」に基づき、入試を実施する度に、法務研究科長や主任が担当教員から丁寧に意見聴取を行い、問題点や改善点は教授会に付議し、恒常的に試験制度や運用の改善を図っている。例えば、現在年4回実施している入学試験に関しても、受験生の出願動向及び入学手続動向、合格者の手続状況、教員への負担等を総合的に考慮して、適正な時期に適正な受験生を受け入れることができるように、2026年度入試からは3回の入試実施とすることが、2025年1月14日の教授会で決定された。このように、入試制度に関しては、学生の受け入れ状況を視野に入れて、教員相互の情報共有を図り、制度及び運用の向上を継続して実施している。《基準4-3》在籍者数及び実入学者数が収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること

《基準4-3》在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

【評価】 A

本報告書「2 本法科大学院の現況」「(6) 学生に関する現況」に掲げるとおり、在籍者数及び実入学者は収容定員及び入学定員に対して適正な数となっている。

[分析項目4-3-1]

在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【評価】 A

在籍者数は、実質の収容人員(66名)に対して、2021年度で46名、2022年度で44名、2023年度で55名、2024年度で62名となっており、収容定員を大幅に上回っている状況にはない。

[分析項目 4－3－2]

収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、おおむね適正な割合、規模又は倍率となっていること

【評価】 A

収容定員は別紙様式 4－3－1 に示されているように、実質 66 名であるところ、定員充足率は 2021 年度で 69.7% (46 名)、2022 年度で 66.7% (44 名)、2023 年度で 83.3% (55 名)、2024 年度で 93.9% (62 名) となっており、学生相互の切磋琢磨を図りながら、少人数教育を実施するうえで適正な規模となっている。

ホームページ掲載の志願者数の推移に現れているように、入学試験における競争倍率(受験者数÷合格者)は、過去 3 年間を見ると、既修者で 2.22 倍 (2022 年度)、2.65 倍 (2023 年度)、3.68 倍 (2024 年度) と十分な競争試験としての実質を確保している。また、未修者に関しても、2.54 倍 (2022 年度)、3.45 倍 (2023 年度)、3.45 倍 (2024 年度) と厳格に入試判定を実施している。

(5) 施設、設備及び学生支援等の教育環境【領域 5】

《基準 5－1》法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価】 A

法科大学院の運営に必要な施設及び組織が整備され、有効に活用されている。

[分析項目 5－1－1]

法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

【評価】 A

令和5年度実施の法科大学院認証評価において、施設・設備の整備は適切であり有効に活用されていると判断された。

「令和6年度 学習院大学法科大学院・教育等満足度調査」において、自習室や演習室の利用について意見が寄せられたこと等を踏まえ、利用案内上の注意点を再度掲示する等、対応を進めている。

《基準5－2》 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言・支援が行われていること

【評価】 A

学生に対する学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談、助言、支援のための体制が整っており、実際に支援が行われている。

前回の認証評価時から引き続き、司法試験を受験する学生の経済的な負担を軽減し、集中して勉強できる環境を整えるため、当該年度に実施された司法試験結果の成績上位2名を限度として、12月に受け入れる法務研究生に1人当たり10万円を給付している(令和元年12月10日教授会承認・「学習院大学法科大学院基金」による法務研究生奨学金参照)。令和6年度には、法務研究生2名に対して給付を行った。なお、令和5年度までは、対象者の選考を財務委員会に一任していたが、令和6年度からは教授会が選考を行うことに変更した(令和6年1月16日教授会承認・学習院大学法科大学院基金による法務研究生奨学金に関する申し合わせ参照)。

[分析項目5－2－1]

履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

【評価】 A

入学予定者を対象とした2回のガイダンス(ヘッドスタートプログラム)、予習(教材・TKC自習)の指示、新入生ガイダンス、担任制度等を通して、履修指導、学習相談及び支援の体制を整備しており、令和6年度においても、必要な支援を行った。令和6年度からは修了生(法務研修生及び法務研究生)についても面談の対象としている。

[分析項目5－2－2]

学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

【評価】 A

学生支援体制としては、法科大学院専任教員が定期的に学生と個別面談を行い(担任制)、学生生活、経済的な問題、将来の進路等について助言していることが挙げられる。

学内の相談窓口としては、対人関係についての悩み等に関する学生相談室が設けられている。

[分析項目 5－2－3]

各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

【評価】 A

全学的な組織として、各種ハラスメントに関する相談窓口(ハラスメント相談員)の制度が設けられている。

4. 評価一覧

領域	評価基準	分析項目	分析項目評価	評価基準評価
領域1 法科大学院の教育活動等の現況	基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること	分析項目1-1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること	S	S
	基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること	分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること	A	S
		分析項目1-2-2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること	A	
		分析項目1-2-3 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること	A	
		分析項目1-2-4 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること	A	
		分析項目1-2-5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	A	
	基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	分析項目1-3-1 法令により公表が求められている事項を公表していること	A	A
		分析項目1-3-2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が定められている事項を公表していること	A	
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証	基準2-1 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること	分析項目2-1-1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること	A	A
		分析項目2-1-2 教育課程連携協議会が設けられていること	A	

	基準 2-2 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること	分析項目 2-2-1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること	A	A
		分析項目 2-2-2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること	A	
		分析項目 2-2-3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること	A	
	基準 2-3 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	分析項目 2-3-1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること	B	B
		分析項目 2-3-2 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること	B	
		分析項目 2-3-3 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	B	
	基準 2-4 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること	分析項目 2-4-1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること	A	A
	基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること	分析項目 2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること	A	A
		分析項目 2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること	A	
		分析項目 2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	S	
		分析項目 2-5-4 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	A	
	基準 2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされて	分析項目 2-6-1 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること	A	A

	いる事項が適切に実施されていること			
領域3 教育課程 及び教育 方法	基準3-1 学位授 与方針が具体的か つ明確であること	分析項目3-1-1 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	A	A
	基準3-2 教育課程 方針が、学位授 与方針と整合的であること	分析項目3-2-1 教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること	A	A
		分析項目3-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	A	
	基準3-3 教育課程 の編成が、学位 授与方針及び教育 課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること	分析項目3-3-1 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること	A	A
		分析項目3-3-2 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること	A	
		分析項目3-3-3 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること	A	
		分析項目3-3-4 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること	A	
		分析項目3-3-5 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること	S	
		分析項目3-3-6 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること	A	
		分析項目3-3-7 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること	A	
	基準3-4 学位授 与方針及び教育課程 方針に則して、 法科大学院にふさわ しい授業形態及び 授業方法が採用 されていること	分析項目3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	A	A

		分析項目 3-4-2 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること	A	
		分析項目 3-4-3 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること	S	
		分析項目 3-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として 50 人以下となっていること	A	
		分析項目 3-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めに則したものとなっていること	A	
		分析項目 3-4-6 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	A	
		分析項目 3-4-7 各授業科目の授業期間が、8 週、10 週、15 週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること	A	
		分析項目 3-4-8 履修登録の上限設定の制度（CAP 制）が設定され、関係法令に適合していること	A	
		分析項目 3-4-9 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること	A	
	基準 3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること	分析項目 3-5-1 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること	A	A
		分析項目 3-5-2 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること	A	
		分析項目 3-5-3 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること	A	

		分析項目 3-5-4 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること	A	
		分析項目 3-5-5 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	A	
		分析項目 3-5-6 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	A	
		分析項目 3-5-7 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	A	
	基準 3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること	分析項目 3-6-1 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること	A	A
		分析項目 3-6-2 修了要件を学生に周知していること	A	
		分析項目 3-6-3 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること	A	
	基準 3-7 専任教員の授業負担等が適切であること	分析項目 3-7-1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること	A	A
		分析項目 3-7-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること	A	
領域 4 学生の受入及び定員管理	基準 4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること	分析項目 4-1-1 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること	A	A
		分析項目 4-1-2 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること	A	
		分析項目 4-1-3 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること	A	
	基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること	分析項目 4-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること	A	A
		分析項目 4-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その	S	

		結果を入学選抜の改善に役立てていること		
	基準 4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること	分析項目 4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと	A	A
		分析項目 4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること	A	
領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	基準 5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	分析項目 5-1-1 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること	A	A
	基準 5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること	分析項目 5-2-1 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること	A	A
		分析項目 5-2-2 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること	A	
		分析項目 5-2-3 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること	A	

注) 評価項目は、学習院大学自己点検・評価規程第 2 条に基づくもの

別紙

1. 学年暦・授業期間週

令和6(2024)年度 法科大学院 学年暦(105分×13週授業)

	日	月	火	水	木	金	土
4月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
5月	28	29	30				
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
6月	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
	2	3	4	5	6	7	8
7月	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						
8月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
9月	28	29	30	31			
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
10月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
	1	2	3	4	5	6	7
11月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					
12月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
1月	27	28	29	30	31		
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
2月	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	1	2	3	4	5	6	7
3月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
	日	月	火	水	木	金	土

赤字	日曜・国民の祝日・学習院関係記念日
通常授業	
補修期間	
試験期間	
試験予備日	
式典	
休講日	

授業回数13回

(試験期間:第1学期一6日間 第2学期一9日間)

	月	火	水	木	金	土
第1学期	13	13	13	13	13	13
第2学期	13	13	13	13	13	13
計	26	26	26	26	26	26

行事等	日程
オリエンテーション	4月1日(月)
健康診断	4月1日(月)～4月4日(木)
〇履修登録期間(第1学期)	4月1日(月)～4月4日(木)
入学式(学部・大学院・法科大学院合同)	4月3日(水)
第1学期授業開始	4月5日(金)
〇履修登録修正期間	4月29日(月)～4月30日(火)
大学開学記念日(開講日)	5月15日(水)
〇履修取消期間(第1学期)	5月28日(火)～5月30日(木)
授業評価アンケート実施	7月中旬
休講日	7月9日(火)～7月22日(月)
〇試験期間	7月23日(火)～7月29日(月)
第1学期授業終了	7月29日(月)
〇試験予備日	7月30日(火)
休講日	7月31日(水)
〇学期末試験追試験出願期間	～8月1日(木)
夏季休業	8月1日(木)～9月19日(木)
〇学期末試験追試験	9月9日(月)～9月12日(木)
【休日開講日】	授業日:4月29日(月) [昭和の日] 授業日:5月15日(水) [大学開学記念日]

行事等	日程
〇履修登録期間(第2学期)	9月16日(月)～9月18日(水)
第2学期授業開始	9月20日(金)
〇履修登録修正期間	10月3日(木)～10月4日(金)
開院記念日(休講日)	10月17日(木)
四大学運動競技大会(休講日)	10月18日(金)～10月20日(日)
大学祭(準備・後片付け含む)(休講日)	11月1日(金)～11月6日(火)
〇履修取消期間(第2学期)	11月11日(月)～11月13日(水)
授業評価アンケート実施	12月中旬
冬季休業	12月25日(水)～1月8日(水)
休講日	1月14日(火)～1月20日(月)
〇試験期間	1月21日(火)～1月30日(木)
第2学期授業終了	1月30日(木)
〇試験予備日	1月31日(金)
〇学期末試験追試験出願期間	～2月4日(火)
春季休業	2月1日(土)～3月31日(月)
〇学期末試験追試験	2月17日(月)～2月20日(木)
卒業式・修了式(学部・大学院・法科大学院合同)	3月10日(月)
卒業式・修了式(学部・大学院・法科大学院合同)	3月20日(木)
【休日開講日】	授業日:9月23日(月) [看護休日] 授業日:10月14日(月) [スポーツの日] 授業日:11月23日(土) [勤労感謝の日]

〇履修・成績関係行事
〇試験関係行事

2. 教員の配置状況

2024 年 5 月 1 日現在

分類	職名	教員名	専門分野	担当授業科目
研・専	教授	青井 未帆	憲法	憲法入門 2
				憲法 1
				憲法演習
研・専	教授	大橋 洋一	行政法	行政法 1
				行政法 3
				公法訴訟実務
研・専	教授	大村 敦志	民法	家族法
				民法 1
				消費者法
研・専	教授	尾形 健	憲法	憲法入門 1
				憲法 2
				法学入門講義
				憲法 3
研・専	教授	神前 禎	国際私法	国際私法 1
				国際私法 2
				国際私法演習
研・専	教授	長谷部 由起子	民事訴訟法	民事訴訟法 1
				民事訴訟法 3
研・専	教授	森田 修	民法	民法 2
				民法 3
				民法 4
研・専	教授	若松 良樹	法哲学	法学入門演習 1
				法学演習 A
				法学演習 B
				法理学 1
				法理学 2
実・専	教授	稲村 晃伸	民法	民法演習 1
				民法入門演習 1
				民法入門演習 2
				法学入門演習 2

				債権保全・回収実務
				民事取引法実務
実・専	教授	川神 裕	民事訴訟法	民事訴訟法入門 1
				民事訴訟法入門 2
				民事訴訟法 2
				民事訴訟実務
				法学入門演習 2
				民事模擬裁判
実・専	教授	篠田 憲明	民事手続法	民事訴訟実務
				民事起案 1
				民事起案 2
				民事模擬裁判
				エクスターンシップ
				民事執行・保全法 1
				民事執行・保全法 2
				倒産法 1
実・専	教授	辻 裕教	刑事法	倒産法 2
				刑事訴訟法入門 1
				刑事訴訟法入門 2
				刑事訴訟法 1
				刑事訴訟法 2
実・専	教授	半田 靖史	刑法	刑事訴訟法演習
				刑法 1
				刑法 2
実・専	教授	吉野 秀保	刑事法	刑法演習 1
				刑事模擬裁判
				刑事実務
				法曹倫理
				刑事起案 1
				刑事起案 2
				少年法
兼担	教授	阿部 克則	国際法	刑事司法政策論
				国際法

兼担	教授	大久保 直樹	経済法	経済法 1
				経済法 2
兼担	教授	小山田 朋子	英米法	比較法
				アメリカ法 1
				アメリカ法 2
兼担	教授	神作 裕之	商法	商法 3
				商法 4
				商法演習 2
				支払決済法
兼担	教授	鎮目 征樹	刑法	刑法入門 1
				刑法入門 2
				刑法演習 2
兼担	教授	竹中 悟人	民法	民法入門 3
兼担	教授	常岡 孝好	行政法	行政法 2
				行政法演習
				環境法 1
				環境法 2
兼担	教授	長戸 貴之	租税法	租税法 1
				租税法 2
兼担	教授	橋本 陽子	労働法	労働法 1
				労働法 2
				労働法演習
兼担	教授	松下 淳一	民事訴訟法	民事訴訟法演習
				倒産法演習
兼担	教授	水野 謙	民法	民法入門 2
				民法演習 2
兼担	教授	山下 純司	民法	民法入門 1
兼担	教授	横山 久芳	知的財産法	知的財産法 1
				知的財産法 2
兼任	非常勤講師	赤井 耕多	民法・刑法	法学入門演習 1
				法学演習 A
兼任	非常勤講師	今井 悠	憲法	法学入門演習 1
				法学演習 A

兼任	特別招聘教授	岡本 裕明	刑事訴訟法	法学入門演習 1
				法学演習 B
兼任	特別招聘教授	小笠原 正道	民法	法学演習 B
兼任	特別招聘教授	奥田 誠	知的財産法	法学入門演習 1
兼任	非常勤講師	久保田 安彦	商法	商法 1
兼任	非常勤講師	小出 篤	商法	商法 2
				商法演習 1
兼任	非常勤講師	小暮 駿生	民法・刑法	法学演習 A
兼任	特別招聘教授	五條堀 岳史	民法・刑法	法学入門演習 1
				法学演習 B
兼任	特別招聘教授	高木 弘明	商法・企業法務	企業法務 1
兼任	特別招聘教授	栃木 力	刑事法	刑事模擬裁判
				刑事実務
兼任	特別招聘教授	山田 和彦	商法・会社法	企業法務 2
兼任	特別招聘教授	吉田 京子	刑事法	刑事模擬裁判
				刑事実務

教員分類別内訳

分類		所属	教授	准教授	講師	助教	左記のうち、 法曹の実務経験者	計
専属専任教員	研究者・専任教員	法科大学院	8	0	0	0		8
	実務家・専任教員		6	0	0	0	6	6
	実務家・みなし専任教員		0	0	0	0	0	0
兼任教員（学内の他学部等の教員）			13	0	0	0		13
兼任教員（他の大学等の教員等）			0	0	13	0		13
計			27	0	13	0	6	40